



第19回 鮫川小学校だより

# 一日限定オープン! 手打ちそば処「鮫小庵」

6年生がそば打ち体験を行いました。子どもたちでも打ちやすいように「二八そば」を作り、みんなでおいしくいただきました。 文/鮫川小学校

今年度は、高野さんご夫妻、添田さん、星さん、我妻さん、石井さん、宇佐見さん、合計7名の講師の方々にお世話になりました。当日までに食材の準備・下ごしらえなどもしていただき、ありがとうございました。



### 参加した児童の声

- 初めてのそば打ち体験で、難しい部分もありましたが、鮫川そばクラブの先生方に分かりやすく丁寧にご指導いただき、おいしいそばを作ることができました。
- 普段何気なくそばを食べていましたが、今日初めて手打ちそばの作り方を知りました。なかなか経験することができないので、とても貴重な学習となりました。
- 自分たちの住む鮫川村で、おいしいそばが食べられたことが嬉しかったです。たくさんの人に、このそばのおいしさを知ってもらいたいです。

### 【健康小話】

文：住民福祉課

## 保健師のつぶやき

- For Your Health -

- 第25回 -

### 【認知機能低下を予防！】



コロナ禍で家にいる時間が長くなり、人との交流や買い物などの機会が少なくなると、行動しながら記憶する力の低下や話相手の言葉や文字を理解し、自分の言葉で意思を伝える機会の減少、お金の計算や物を選び購入するなどの判断力が衰えてきます。今回は認知機能低下を予防するための3つの方法を紹介します。

はじめに、昔の記憶を引き出す回想法がおすすです。認知症などで脳の働きが低下しても、記憶力、理解力などは人それぞれです。昔話を話題にし、質問するなどして脳機能を活発に働かせましょう。

つぎに食べること、体を動かすこと、人と交流する

ことは生活機能を維持するためにとても大切なことです。特にひとり暮らしや高齢世帯では食事がおろそかになりがちです。食の楽しみが低下すると、やる気が起きない、何事にも関心を示さないなど悪循環になります。まずは食卓の彩りを楽しみましょう。

最後に、家族とともに笑うことや日課の継続に取り組みましょう。会話や笑いがないと、閉塞感や不安感が増えます。お気に入りの歌を聞いたり、なじみのドラマ、お笑いなど家族一緒に笑える時間を楽しみましょう。また、コロナ禍でも体力を落とさないために体を動かすような日課はぜひ続けるようにしましょう。

※ 認知機能とは、物事を正しく理解して適切に実行するための機能のこと。「記憶力」「言語能力」「判断力」「計算力」「遂行力」などに分類できます。

広報【お知らせ版】

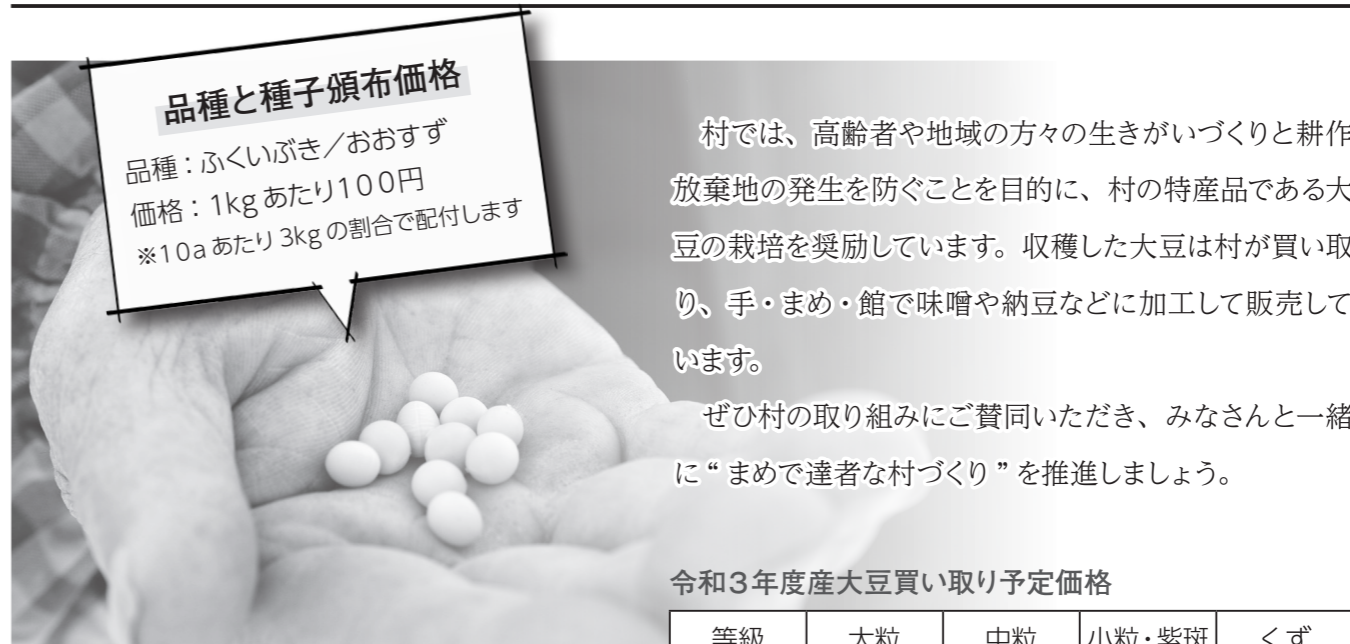
# ほと通信

発行/鮫川村 編集/総務課 ☎ 49-3111 F A X 49-2651

Eメール soumu@vill.samegawa.fukushima.jp

令和3年 2月15日発行 / 第224号

## 今年も大豆の栽培を奨励します



### 品種と種子頒布価格

品種：ふくいぶき/おすす  
価格：1kgあたり100円  
※10aあたり3kgの割合で配付します

村では、高齢者や地域の方々生きがいのづくりと耕作放棄地の発生を防ぐことを目的に、村の特産品である大豆の栽培を奨励しています。収穫した大豆は村が買い取り、手・まめ・館で味噌や納豆などに加工して販売しています。

ぜひ村の取り組みにご賛同いただき、みなさんと一緒に“まめで達者な村づくり”を推進しましょう。

### 令和3年度産大豆買い取り予定価格

等級	大粒	中粒	小粒・紫斑	くず
1kgあたり	600円	500円	400円	40円

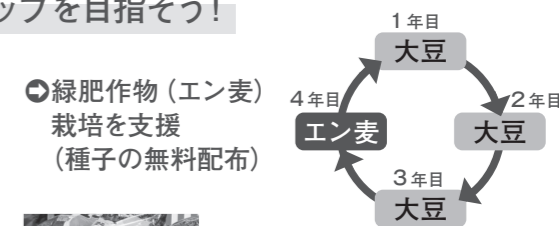
おすすは高冷地向けの早生品種で、推奨地区は渡瀬、青生野です。

**申込方法** 作付けを希望する人は、3月15日配布予定の申込用紙に必要事項を記入し、4月9日(金)までに村農林商工課農政係に提出してください。エン麦および有機たい肥「ゆうきくん」も同じ用紙でお申し込みいただけます。なお、種子配布は5月中旬に実施する予定です。

### 良質な大豆をつかって収量アップを目指そう!

大豆は毎年同じほ場で作付けすると、品質や収量が低下します(連作障害)。連作障害の対策として、数年に1度緑肥作物などを作付けすることが有効です。大豆の場合は、大豆を3年、緑肥作物1年の4年間のサイクルで作付けすることで良質な大豆となり、収量の増加を見込むことができます。村では緑肥作物(エン麦)の種子を無料配布しています。

このほかにも村では、大豆・エン麦の栽培ほ場を対象に有機たい肥「ゆうきくん」の費用(運搬・散布量込)の半額を支援しています。



●有機たい肥「ゆうきくん」の半額を支援  
たい肥散布の下限面積は5a。  
散布量目安：10aあたり1t

## 10,000㎡以上の土地取引には届出が必要です 国土利用計画法の届出制度

国土利用計画法の届出制度には、土地を利用する人に対し、早期の段階から計画に従った適正な土地利用をお願いすることにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進する役割があります。

届出の対象となる土地の権利取得者は、土地売買等届出書に必要書類を添付して村に提出する必要があります。届出の遅延や虚偽の届出は罰則の対象になる場合もありますので、期限・内容を確認して必ず届出を行うようお願いします。

**届出対象** 10,000㎡以上の土地(村内・都市計画区域外の場合)

**届出者** 土地の権利を取得した人(買主)

**届出期限** 契約締結日から2週間以内(契約締結日とは土地売買契約締結日です。登記の名義変更日ではないのでご注意ください)

☎県復興・総合計画課 ☎024-521-7123  
/村総務課企画情報係 ☎49-3111

### 国土利用計画よくある質問 Q & A

**Q** 相続や贈与によって土地に関する権利を取得しました。届出は必要ですか？

**A** 必要ありません。対価の受け渡しに伴わない土地売買などの契約は、届出の対象ではありません。ただし、金銭債務(金銭評価の可能な債務を含む)の承継を条件とするような贈与については、届出が必要です。

**Q** 予約完結権や買戻権の行使の場合、届出は必要ですか？

**A** 必要ありません。契約によらない権利の移転または設定は、届出の対象ではありません。

**Q** 地方公共団体と土地売買の契約を締結しました。届出は必要ですか？

**A** 必要ありません。当事者の一方が国や地方公共団体などの場合には、届出は必要ありません。

## 1人で悩まず、相談してください

白河人権擁護委員協議会では、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、感染された方々やそのご家族、医療・介護従事者などへのいわれない偏見や差別などの被害がない偏見や差別などの被害があった方からの人権相談を受け付けています。相談は無料で秘密は守られます。

その他の人権や困りごとの相談も受け付けていますのでお気軽にご利用ください。

**受付時間** 平日8時30分～17時15分

☎新型コロナウイルス人権相談窓口(福島県方法務局白河支局) ☎0248-22-1201

## 県政相談は毎週金曜日(予約制)

県では、県政に関する相談や要望、県民生活に関する相談をお受けしていますが、県南地方振興局県政相談コーナーは、令和3年3月末をもって終了となります。

なお、県南地方振興局では令和3年4月から、毎週金曜日に県中地方振興局県政相談員による出張相談会を行います。相談は予約制で前日の12時までに県中地方振興局県政相談コーナーまでご連絡ください。

また電話での相談も受け付けていますので、下記までお気軽にご連絡ください。

☎県中地方振興局県政相談コーナー ☎0120-899-722  
/県庁県政相談コーナー ☎0120-899-721

## 2月22日 一部窓口業務の取り扱いができません

村窓口ではシステム改修のため2月22日(月)はマイナンバーカードの交付などを行うことができません。ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

**取り扱いできない業務** ▶マイナンバーカードの交付、申請書の発行、電子証明の更新、再設定 ▶マイナンバーカードを使用した転出入届(通常の転出入届は可能です) ▶広域交付の住民票の発行(村に住所がある人の住民票は発行可能です)

☎村住民福祉課住民係 ☎49-3112

## 全国空き家相談ホットライン

一般社団法人全国不動産コンサルティング協会では、空き家に関する相談を受け付けています。親から相続した家を長年空き家にして、空き家や農地の処分をしたいけれど相談窓口がわからない、空き家になる前にしておくことがあれば教えてほしいなど、空き家に関するお困りごとがあれば、一度お電話ください。相談は無料です。

☎全国空き家相談ホットライン ☎03-6826-1170

## 税理士記念日 税の無料相談会

東北税理士会白河支部では、税理士会の社会貢献活動の一環として税理士記念日に税の無料相談会を開催しています。事前の予約は必要ありません。申告書など、相談に関する書類をご

持参ください。

**日時** 2月23日(火) 10時～16時

**会場** 白河市産業プラザ・人材育成センター(白河市中田140)

☎東北税理士会白河支部事務所(鈴木隆司税理士事務所) ☎0248-27-0316

## B型肝炎特別措置法 無料電話相談会

幼少時の集団予防接種を原因とするB型肝炎ウイルス感染者は全国に四十数万人におよぶと推定されています。

平成24年に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が施行されてから9年が経過しましたが、令和3年1月現在、和解成立に至ったのは2万7313人とどまっています。

全国B型肝炎訴訟新潟・福島・山形事務所は、このような人が

1人でも多く救済されることを目指し、電話相談会を開催します。相談は無料ですので、ぜひご利用ください。

**日時** 3月6日(土) 10時～12時 / 5月8日(土) 10時～12時

**内容** B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談

**電話番号** ☎025-223-1130  
☎全国B型肝炎訴訟新潟・福島・山形事務所 ☎025-223-1130

## 村の交通事故発生状況 (1/1～1/31)

発生件数	0件(±0)
死者数	0人(±0)
傷者数	0人(±0)
物件事故	8件(+7)

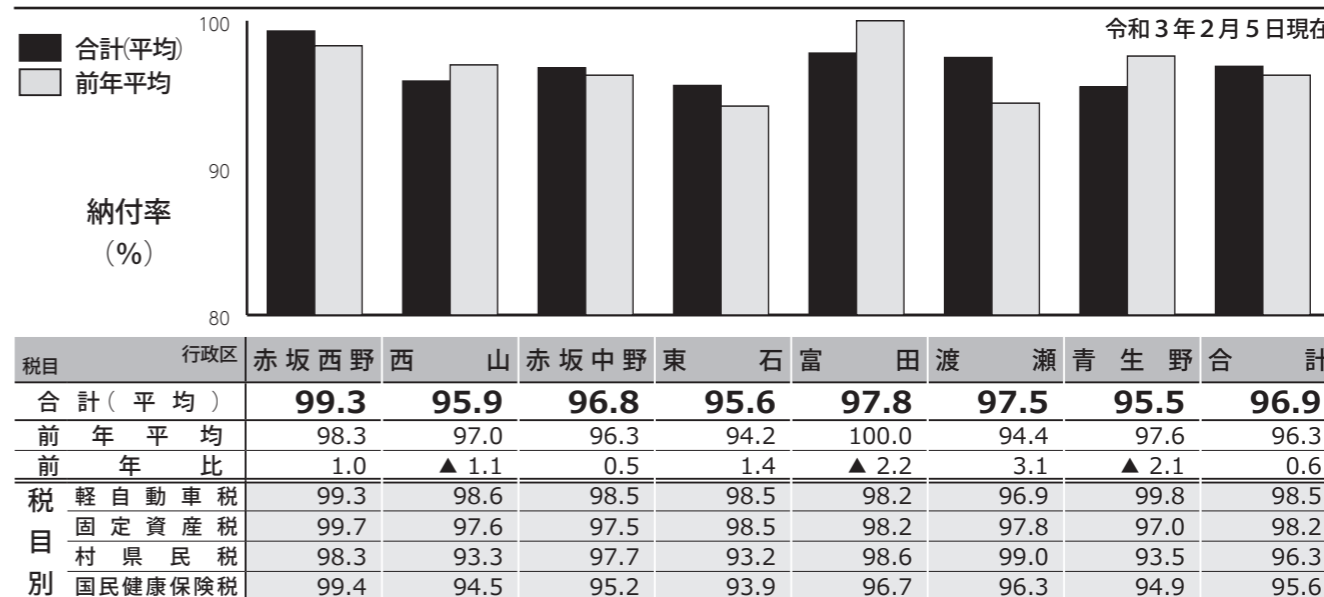
スリップによる単独事故が多く発生しています。ゆとりを持って、路面状況に応じた速度の運転をしましょう。歩行者は反射材をつけましょう。

☎柵倉警察署地域交通課 ☎33-0110



## 納税だより

村総務課税務係 ☎49-3111



● 今月の納付 未納の税金がある方は、早期納税をお願いします。